

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成20年4月27日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成19年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況（以下「運用状況」という。）の広島県情報公開・個人情報保護審査会の状況の全て（以下「本件請求文書1」という。）、さらに不服申立ての処理状況（行政文書開示請求に係るもの及び保有個人情報開示請求に係るもの）（以下「本件請求文書2」という。）及び保有個人情報訂正請求の処理状況に関する資料（以下「本件請求文書3」といい、本件請求文書1から本件請求文書3までを「本件請求文書」と総称する。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対して、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年5月12日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成20年5月18日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件処分を「作成又は取得していない」という理由をもって強行したものである。

本件請求文書は、年度末まで待たなければ「作成又は取得できない」ものではなく、現時点において、当然に作成されているものである。

自らのウェブサイト上で公開する時期が年度末になるというのは実施機関の事務管

理の問題であり、それまでは、開示すべき行政文書が不存在であるという不当な理由を根拠に開示しないというのは行政情報室長による裁量権の濫用である。

以上のことから、開示請求の対象とした「本件請求文書に関する事実関係が記載されている行政文書」は、現時点においても必ず存在すると思料されることから、開示請求の対象とした文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

運用状況は、条例第25条及び広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）第48条に基づき、本県における情報公開制度及び個人情報保護制度の前年度の状況をまとめたものである。

運用状況には、開示請求、不開示・部分開示の理由及び不服申立て等について、その状況を記載しており、例年、翌年度の4月から作成を開始し、6月頃に広島県報に登載するとともに、広島県のホームページに掲載して公表している。

また、広島県情報公開・個人情報保護審査会の開催状況、開示請求や不服申立ての具体的な処理状況をまとめた運用状況の詳細版（以下「詳細版」という。）を別途作成し、ホームページで公表している。

本件請求文書は、平成19年度の「広島県情報公開・個人情報保護審査会の状況」、「不服申立ての処理状況」及び「保有個人情報訂正請求の処理状況」であるため、これらを記載した平成19年度の詳細版が該当する。

上記で述べたとおり、運用状況は例年翌年度の6月頃に広島県報に登載するとともに、ホームページで公表している。これに対して、詳細版については、記載する事項が膨大であるため、例年、運用状況の公表後に作成を開始し、年度末までにはホームページで公表することとしている。

そして、本件請求は平成20年4月に行われたものであるが、平成19年度の詳細版の作成が終了し、ホームページで公表されたのは、平成21年3月であり、開示請求日時点では、完成しておらず、その作成作業にも着手していなかった。

また、本件請求文書3については、平成19年度は当該請求がなかったため、そもそも作成される予定のないものである。

したがって、本件請求時点では、本件請求文書は存在していないものである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件請求について

異議申立人は、平成19年度の運用状況に関する開示請求を行ったのに対し、実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行った。

異議申立人は、本件請求文書は本件請求時点においても必ず存在すると主張していることから、以下、その存否について検討する。

##### 2 本件請求文書について

異議申立人は、異議申立書において、開示請求の対象とした本件請求文書に関する事実関係が記載されている行政文書は存在すると主張しているが、開示請求書において、平成 19 年度の運用状況を開示請求するとして本件請求文書を挙げていることから、本件請求は、実施機関が運用状況として作成した文書の開示を求めるものと認められる。

また、当審査会から実施機関に対して、本件請求時における運用状況の作成状況について確認したところ、運用状況は年度ごとに作成しており、例年、翌年度の 6 月頃に、広島県議会の常任委員会へ資料（以下「委員会版」という。）を提出し、広島県報に登載するとともに、年度末頃に詳細版を作成しているということであった。

当審査会において、平成 19 年度の委員会版及び詳細版を見分したところ、本件請求文書 1 及び本件請求文書 2 の内容は、平成 19 年度の委員会版には記載されておらず、同年度の詳細版にのみ記載されていることが認められた。

よって、本件請求文書は、平成 19 年度の詳細版の内容が記載された文書であると認められる。

### 3 本件処分の妥当性について

当審査会から実施機関に対して、平成 19 年度の詳細版の作成経過が分かる資料の提出を求め、提出された起案文書を見分したところ、平成 19 年度の詳細版の案を取りまとめ、ホームページに掲載すること及び関係機関等に通知することについての起案が、本件請求日（平成 20 年 4 月 27 日）以降である平成 21 年 2 月 26 日に行われ、同年 3 月 12 日に決裁されていた。

また、平成 18 年度以前の詳細版を見分したところ、本件請求文書 3 の内容は、通常であれば詳細版に記載されるべきものであることが認められた。しかしながら、平成 19 年度の委員会版において、保有個人情報訂正請求の件数は「なし」と記載されており、平成 19 年度の詳細版においても、本件請求文書 3 の内容は記載されていなかった。

よって、本件請求文書は、本件請求日時点において作成されていなかったものと認められる。

以上のことから、実施機関が本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                              | 処 理 内 容  |
|------------------------------------|--|
| 20. 5. 30                          | ・ 諮問を受けた。                                      |
| 20. 9. 19                          | ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。                          |
| 21. 4. 28                          | ・ 実施機関から理由説明書を収受した。                            |
| 30. 4. 9                           | ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。<br>・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 |
| 30. 8. 24<br>(平成 30 年度第 5 回第 2 部会) | ・ 諮問の審議を行った。                                   |
| 30. 9. 21<br>(平成 30 年度第 6 回第 2 部会) | ・ 諮問の審議を行った。                                   |

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 兒 玉 浩 生              | 弁護士       |
| 日 山 恵 美              | 広島大学大学院教授 |
| 山 田 健 吾<br>（ 部 会 長 ） | 広島修道大学教授  |